

別表第1（第6条第1項関係）

補助事業者の区分		補助金の額
第4条第1項第1号に該当する者	一般枠該当者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は300,000円のいずれか少ない額
	子育て枠該当者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は400,000円のいずれか少ない額
	一般枠該当者かつ移住者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は400,000円のいずれか少ない額
	子育て枠該当者かつ移住者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は500,000円のいずれか少ない額
第4条第1項第2号に該当する者	一般枠該当者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は200,000円のいずれか少ない額
	子育て枠該当者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は300,000円のいずれか少ない額
	一般枠該当者かつ移住者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は300,000円のいずれか少ない額
	子育て枠該当者かつ移住者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は400,000円のいずれか少ない額
第4条第1項第3号に該当する者	一般枠該当者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は250,000円のいずれか少ない額
	子育て枠該当者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は350,000円のいずれか少ない額
第4条第1項第4号に該当する者	-	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は500,000円のいずれか少ない額
第4条第1項第5号に該当する者	-	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は50,000円のいずれか少ない額